

## 第2期 北海道障がい者基本計画の見直しについて

### ○国の第4次障害者基本計画(H30-H34)の審議予定

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 5. 29～9月</li> <li>■ 10月</li> <li>■ 11月～3月</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「骨格(案)」審議・取りまとめ、「本文案：総論(Ⅰ・Ⅱ)、各論(Ⅲ)」の審議</li> <li>「本文案」について審議</li> <li>政府案作成、パブリックコメント等、閣議決定、国会報告</li> </ul> |
|---|---|

### ○「第2期北海道障がい者基本計画」と「国の第4次障害者基本計画骨格(案)」の対比

第2期北海道障がい者基本計画	第4次障害者基本計画骨格(案)
<p>第1章 総論</p> <p>I 基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画策定の趣旨</li> <li>2 計画策定の基本的な考え方</li> <li>3 計画の性格及び位置付け</li> <li>4 計画の期間</li> <li>5 対象とする障がい者の範囲</li> <li>6 障がい保健福祉圏域</li> <li>7 計画の目標及び体系</li> </ol> <p>II 障がいのある人の状況</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障がいのある人の現状</li> <li>2 障がいのある人を取り巻く環境の変化</li> </ol> <p>第2章 施策の方向と主要施策</p> <p>第1節 地域生活の支援体制の充実</p>	<p>I 障害者基本計画(第4次)について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 位置付け</li> <li>2. 対象期間</li> <li>3. 構成</li> <li>4. 障害者権利条約との関係</li> </ol> <p>II 基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本理念</li> <li>2. 基本原則</li> <li>3. 各分野に共通する横断的視点</li> <li>4. 施策の円滑な推進</li> </ol> <p>III 各分野における障害者施策の基本的な方向</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活環境の整備             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者に配慮した住宅の確保</li> <li>(2) 障害者が移動しやすい環境の整備等</li> </ol> </li> </ol>

<p style="text-align: center;">だい き ほっかいどう しょう しや きほん けいかく 第2期北海道障がい者基本計画</p>	<p style="text-align: center;">だい じ しやうがいしや きほん けいかく こっかく あん 第4次障害者基本計画骨格(案)</p>
<p>I 生活支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活支援体制整備の基本的な考え方</li> <li>2 相談支援体制の充実</li> <li>3 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実</li> <li>4 人材の養成・確保</li> <li>5 生活安定施策の推進</li> </ol> <p>II 保健・医療</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障がいの原因となる疾病等の予防・治療</li> <li>2 適切な保健・医療の提供</li> </ol> <p>第2節 自立と社会参加の促進</p> <p>III 療育・教育</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障がい児支援の充実</li> <li>2 学校教育の充実</li> </ol> <p>IV 就労支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道民、企業、行政等の応援体制づくり</li> <li>2 福祉的就労の底上げ</li> <li>3 一般就労の推進</li> <li>4 多様な就労の場の確保</li> </ol> <p>V 社会参加</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会参加の促進</li> <li>2 スポーツ・文化活動の振興</li> <li>3 生涯学習機会の充実</li> </ol> <p>第3節 バリアフリー社会の実現</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(3) 障害者が利用しやすい施設、製品等の普及促進</li> <li>(4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進</li> </ol> <p>2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上</li> <li>(2) 障害者に配慮した情報提供の充実等</li> <li>(3) 障害者の意思疎通支援の充実</li> <li>(4) 行政情報のバリアフリー化の推進</li> </ol> <p>3. 安全・安心の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者の防災対策の推進</li> <li>(2) 障害者に配慮した復興の推進</li> <li>(3) 障害者の防犯対策の推進</li> <li>(4) 消費者としての障害者の保護</li> </ol> <p>4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者の権利擁護の推進、虐待の防止</li> <li>(2) 障害を理由とする差別の解消の推進</li> </ol> <p>5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 意思決定支援の推進</li> <li>(2) 障害者向け相談支援体制の構築</li> <li>(3) 障害者向け在宅サービス等の充実</li> <li>(4) 障害のある子供に対する支援の充実</li> <li>(5) 障害福祉サービスの質の向上等</li> <li>(6) 福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等</li> <li>(7) 障害福祉を支える人材の育成・確保</li> </ol>

第2期北海道障がい者基本計画

VI 権利擁護・理解の促進

- 1 権利擁護の推進
- 2 成年後見制度等の活用促進
- 3 理解の促進
- 4 地域福祉活動の推進

VII 生活環境

- 1 住まい・まちづくりの推進
- 2 移動・交通のバリアフリーの促進
- 3 防災・防犯対策の推進

VIII 情報・コミュニケーション

- 1 情報バリアフリーの促進
- 2 コミュニケーションの推進
- 3 選挙等における配慮

第3章 計画の推進等

I 計画推進のための実施計画

II 計画の推進管理

第4次障害者基本計画骨格(案)

6. 保健医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 障害者の保健・医療の充実等
- (3) 障害者の保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5) 障害の原因となる難病等に関する施策の推進
- (6) 障害の原因となる疾病の予防・治療

7. 行政等における配慮の充実

- (1) 司法手続き等における障害者への配慮等
- (2) 選挙等における障害者への配慮等
- (3) 行政機関等における障害者への配慮及び障害者理解の促進等
- (4) 国家資格に関する障害者への配慮等

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1) 障害者の総合的な就労支援
- (2) 障害者の経済的自立の支援
- (3) 障害者雇用の促進
- (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- (5) 福祉的就労の底上げ

9. 教育の振興

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 障害のある子供の教育環境の整備
- (3) 高等教育における障害者支援の推進

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 障害者の文化芸術活動、余暇・レクリエーションの振興

<small>だい き ほっかいどう しょう しょう しゃ きほん けいかく</small> 第2期北海道障がい者基本計画	<small>だい じ しょうがいしゃ きほん けいかく こっかく あん</small> 第4次障害者基本計画骨格(案)
	<p> <small>しょうがいしゃ しんこう しか とりくみ すいしん</small>            (2) 障害者スポーツの振興、パラリンピックに係る取組の推進  <small>こくさい きょうりょく すいしん</small>            11. 国際協力の推進  <small>こくさい きょうりょく すいしん</small>            (1) 国際協力の推進  <small>こくさいき わくぐ れんけい すいしん</small>            (2) 国際的枠組みとの連携の推進  <small>せいふ かいほつえんじょ つう こくさい きょうりょく すいしん どう</small>            (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等  <small>しょうがいしゃ こくさい こうりゅうどう すいしん</small>            (4) 障害者の国際交流等の推進         </p>